

[事案 2023-85] 既払込保険料返還等請求

・令和 5 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

死亡保険金額を超過する保険料を支払うことを不服として、死亡保険金額と既払込保険料の差額の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 1 月に契約した医療保険について、以下等の理由により、死亡保険金額と既払込保険料の差額を返還してほしい。また、終身特約の保険料の支払いを免除してほしい。

- (1) 本契約の保険期間および保険料払込期間は終身であるため、特約死亡保険金額 100 万円を超過する保険料は、生涯掛け捨て状態である。これは契約者にとって何の利益もない過払い金であると言わざるを得ない。
- (2) 過剰支払分の金額は、契約者にとっては献金や罰金のようなものであり、保険会社にとって不当利益である。
- (3) 終身特約の約款では、「この特約の保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間を限度とし、会社所定の範囲で定めます」と記載されており、会社所定の範囲ということは会社の判断が入ると受け取れるので、自分の事情を考慮すれば、主張は認められる余地がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 終身特約の保険料払込期間は、主契約と同様に終身となっている。したがって、当社が終身特約の保険料の払込みを求めることは、約款に従った対応であって適切といえる。
- (2) 保険契約は附合契約であるため、申立人は約款に拘束されることになり、当社が申立人に約款と異なる取扱いをすると、契約者間の公平を害することになりかねない。
- (3) 申立人は、いつでも解約権を行使することで終身特約の契約関係から離脱することができるので、一方的に申立人に不利な約定ということはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張の内容を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。